

審査請求書

(行政不服審査法第五条による)

2014年3月17日

大分県教育庁
教育長 野中 信孝 殿

審査請求人

近藤 邦明 

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

氏名 近藤 邦明 年齢:56才

住所:大分県 

2 審査請求に係る処分

大分県立  校長  は、大分県立  高等学校が生徒の保護者である私、近藤邦明から不法・不当に徴収した金員に対する返還の請求に対して、返還しない決定をした。不法・不当に徴収した費目は次の通り。

- ①特別指導費
- ②空調電気代
- ③朝講座・土曜講座代
- ④PTA 会費
- ⑤体育文化振興会費
- ⑥高体連会費
- ⑦高文連会費

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成 26 年 1 月 30 日(資料 7)

4 審査請求の趣旨

- ①大分県立  高等学校は、PTA 並びに体育文化振興会は任意団体であり、参加は保護者の自由意志によることを保護者に対して周知徹底すること。
- ②大分県立  高等学校は、保護者から徴収する費目について、学校の徴収するものと PTA など関係団体の徴収するものを保護者に対して明確に示し、同時に支払い義務のある費目と、保護者の任意の意志によって支払う費目を明示すること。
- ③大分県立  高等学校は、近藤邦明から不法・不当に徴収した金員を返還すること。

5 審査請求の理由

大分県立■■■■高等学校(以下、■■■■高校という)は、保護者に対して PTA 会費等の学校関係団体費、学校援助的経費について、その性格及び支払の任意性についての説明を故意に怠ったばかりでなく、積極的に虚偽の説明・請求をもって金員を詐取した。

この事件が発生した根源的な原因は、■■■■高校がその生徒の保護者に対する敬意を失し、軽視する姿勢があり、本来知らせるべき重要な情報を知らせないままに、■■■■高校の都合の良いように処理してきたことである。長年続けられ、常態化した不法・不当な行為に、■■■■高校は正常な感覚を喪失し、慢心し、規範意識が極めて低くなっている。

今回の事件は、■■■■高校の過失によるものではなく、周到に計画されたものであり、保護者の■■■■高校に対する信頼を悪用した、極めて悪質な犯罪行為である。

更に、■■■■高校の PTA への統制的な干渉・癒着構造が大きく関係している。本来、社会教育法において「**第十二条** (国及び地方公共団体との関係) 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。」とされているにもかかわらず、大分県の公務員である■■■■高校管理職が、その職責を持ったまま PTA の重要役員に就くという状況が長年続いている。特に、校長は PTA の予算執行の全権を持つ副会長という、実質的に PTA のトップに就いている。

PTA はその会計事務を副会長である校長を通して■■■■高校に丸投げで委託している。■■■■高校は、高校の会計と PTA 会計の全てを管理している。その結果、会計事務を行う■■■■高校の中では、彼ら自身ですら高校の会計と PTA の会計の明確な区別がつかないという混乱を生じている。

たとえば、2014 年 3 月 14 日に■■■■高校教頭■■■■に対して、高体連会費と高文連会費を徴収しているのは高校なのか PTA なのかを確認したところ、回答できず、確認の上返答すると述べた。

以下具体的に今回の事件の背景を事実資料によって示す。

■■■■高校の保護者に対する錯誤の誘導は、生徒の入学式以前から周到に準備されて開始されている。

■■■■高校の入学試験合格者の入学以前の登校日において、同校の入学に関する手続きなどをまとめた冊子が配布された。その冊子の中に、入学式当日に支払う入学金などの一覧表が掲載されている(資料 1)。その中には入学金のほか PTA 会費、体育文化振興会費や特別指導費、空調電気代、朝・土曜講座代、高体連会費・高文連会費などが計上されている。そして、4 月度においては口座引落の手続きが間に合わないため、入学式時に現金で釣り銭の必要ないよう支払うことが求められている。

この冊子の一覧表並びに文章によって、■■■■高校を信頼している保護者は、これらの全ての費目は生徒の保護者に支払い義務のあるものだと理解する。同時に、すべての保護者は PTA に

入らなければならないものだと了解する。

入学式において、この入学金等の支払いに対して発行された領収書の控えを示す(資料 2)。これは、冊子に掲載された全ての費目についての合計の領収書になっており、各費目の支払いにおいて保護者の自由意志を反映する余地がないことは明白である。

更に、5 月以降の PTA 会費等納入金の口座引落を告知する文章にも保護者に対する錯誤の誘導が仕組まれている(資料 3)。

資料 3 に示した 6 月の告知では、「県立高校授業料」と「1 年学校徴収金」という 2 つの費目は ████████ 高校の徴収する費目であり、それ以外は全て PTA が徴収する費目で、その会計事務を ████████ 高校が請け負っているものである。保護者にはその区別はつかず、全てが ████████ 高校に支払うものと了解する。そもそも、本来ならば混乱を避けるために、これらは組織ごとの別々の告知文章とすべきである。

次に、徴収主体の表記が虚偽である。██████ 高校の PTA の正式組織名称は「大分県立 ████████ 高等学校 PTA」(PTA 規約第 1 条「名称」)であり、その代表者の役職は「会長」(PTA 規約第 5 条「役員」)であって、PTA 会長という役職は存在しない。資料 3 の表記は、PTA を ████████ 高校の組織の中にあるもの、ひいては生徒の保護者は全て PTA 会員であることを印象づける印象操作の一環であり、重大な名称の詐称である。本来ならば最低でも次のような表記にしなければならない。

大分県立 ████████ 高等学校 PTA
会 長 ████████
大分県立 ████████ 高等学校
校 長 ████████

この告知文章を作成したのは、PTA から会計処理の委託を受けている ████████ 高校であり、この詐欺行為の主犯は ████████ 高校であり、PTA の会計処理の委託を受けている校長である。

更に、PTA 規約第 4 条「会員」において、会員を次のように規定している。

第4条「会員」

次の者は、この会の会員となる。

1. 生徒の保護者
2. 教職員
3. 教育に関心をもち、この会の目的に賛同するもの。

これを見た保護者は、PTA が全保護者の参加する団体であると確信することになる。

これは、文部省による PTA 参考規約(昭和 29 年 2 月 4 日)において、PTA が民主団体であるためには使ってはならない表現として特に注意しているものである。

文部省 PTA 参考規約(昭和 29 年 2 月 4 日)

備考

(中略)

七、「この会の会員となる者は」とか「……ならなければならない者は」としないで「…・会員となることのできる者は」としてあるところに「自由入会」の精神が示されている。PTA が民主団体である

限り、会員になることも、会員に止まることも自覚に基づく個人個人の自由であって、いささかも強制があってはならない。(規約第六条)

以上に例示した周到な仕掛けによって、保護者は PTA という組織は ████████ 高校の中の組織であり、保護者は全員 PTA の会員になる義務を負い、PTA の集める費目についても全て支払い義務のあるものと了解しているために口座からの引き落としという強制的な徴収方法に同意しているのである。私もそのように理解していた。

昨年、2013 年 3 月に、ある別件の事件によって PTA が実質的に ████████ 高校の傀儡組織であることが確認できたため、私は PTA に留まる事はできないと考え、██████ 高校教頭 ██████ に対して PTA を退会することを通告した。

その頃、PTA のありかたについての問題が全国的にも報道されるようになり、PTA が学校とは独立の任意団体に過ぎないことを知った。そこで、PTA を退会するに際して、PTA に支払っていた費目については支払い義務がなくなるので、その費目を教えるように教頭 ██████ に求めた。これに対して教頭 ██████ は、PTA 会費と体育文化振興会費の 2 費目だけであると回答した。

2013 年度から、私は PTA を退会したため、学校納入金の支払いは幸いにも現金での支払いとなった。2013 年度の私に対する学校納入金の告知文章を資料 4 に示す。当然であるが、私は PTA を退会しているので、徴収主体は ████████ 高校、代表者は校長 ████████ だけとなった。

2013 年 5 月の告知文章では、4 月の費目に加えて高体連会費と高文連会費が追加されていた。私の娘は部活動に参加していないため、高体連と高文連に対して支払い義務があるのかどうかを確認したところ、あくまでも協力を依頼するものであって、支払い義務はないことがわかった。

そこで、██████ 高校に対して、何の説明も行わずに請求していることに抗議するとともに、支払わないことを通告した。しかし、この時点で 2012 年の入学式時一括納入金において、高体連会費と高文連会費が詐取されたものであることがわかった。

██████ 高校の数々の不法・不正行為を確認するために校長に対して資料の提出を求めた。その 2013 年 7 月 31 日付回答を資料 5 に示す。

その後、PTA という組織について調べるうちに、2013 年度に ████████ 高校校長 ████████ 名で請求されていた特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代についても徴収主体は ████████ 高校ではなく PTA であることが判明した。つまり、██████ 高校が 2013 年 4 月から、私に対する学校納入金の告知文章の徴収主体の組織名称を偽り、半年間 PTA の徴収するこれらの費目を詐取していたのである。

2013 年 3 月に教頭 ██████ は私に対して PTA に支払っていた費目は PTA 会費と体育文化振興会費だけであるという虚偽の情報を通知し、更に 2013 年度の学校納入金の告知文章で特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代が ████████ 高校が徴収する費目だと偽った文章を用いて詐取したのである。

2013 年 10 月に、特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代という PTA の徴収する費目を偽り、██████ 高校が私に対してこれらの費目の請求を行う正当な理由を説明するまで、支払い

を拒否することを通告した。

その後度重なる質問に対しても正当な事由は明確には説明されていないが、2013年11月20日の回答(資料6)から、特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代、そしてPTA会費、さらに高体連会費、高文連会費は、保護者の自由意志によって支払いを判断すべき費目であることは否定出来ないと了解した。

これを受けて、[]高校がこれまで私から不法・不当に詐取した全ての金員の返還を求めた。

- ①2013年4月－10月に[]高校校長[]名で詐取した特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代。
- ②2012年度PTA加入手続きは無効であるため、2012年度に支払った、PTA会費、体育文化振興会費、特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代。
- ③2012年度高体連会費、高文連会費。

これに対して、[]高校は2014年1月30日付の回答で、私の請求を全て却下する決定をした(資料7)。この回答では、2012年度高体連会費と高文連会費について記述が無いため、改めて2014年3月14日に[]高校教頭[]に確認したところ、返還しないことを確認した。

資料7から分かるように、[]高校は私の返還請求した費目が保護者の自由意志によって支払いの判断を行うものであることは認めていると考えられる。その上で、PTAの加入や返還を請求した費目について、私はその説明を十分理解した上で自らの意志でPTAに加入し、支払いを行ったと主張している。

しかしながら、既に詳細に示したように、入学式時の一括納入金の支払いにおいて、各納入費目について十分な説明は行われておらず、保護者は不十分な情報による錯誤による瑕疵のある判断によって支払いに応じた。また、保護者に支払いの認否を表明する余地は与えられていなかったのは領収書の様式(資料2)からも明白である。

2013年7月31日付の[]高校からの回答(資料5)、11月20日付回答(資料6)で「・・・、その必要性を説明することは必要なことと考えており、保護者の皆様にご理解をいただきたいと思っています。」から分かるように、これまで十分な説明は行っていないことを自白している。

以上より、不法・不当に詐取した金員を全て返還すると同時に、PTAという組織が任意加入の組織であること、高体連会費・高文連会費の支払の任意性、学校援助的経費の支払の任意性を保護者に対して周知するなどの改善を求める。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、(審査庁の長)に対して審査請求をすることができます。」との教示はなかった。

資料 1

XI 各種提出物・納入物（事務）

1 誓約書の提出

生徒の保護者は「大分県立高等学校学則」により、誓約書(手引にとじ込み)を校長に提出してください。

2 入学後の留意事項

(1) 授業料、PTA会費等学校納入金について

ア 公立高等学校の授業料無償化について

平成22年4月1日から公立高等学校の授業料は、原則徴収しないことになりました。

しかしながら、高等学校の専攻科など一部の生徒については、法律の対象外で引き続き授業料を徴収することになりますので、学校に納めていただく納入金については、「授業料等」という名称を使用していますので御了承ください。

イ PTA会費等学校納入金について

一部の生徒を除き、授業料は無償化されますが、PTA会費等の学校納入金は、引き続き口座振替で納めていただくこととなります。4月分については、手続きが間に合いませんので、入学式当日に入学料と合わせて、現金で納入していただくこととなります。

なお、口座振替の手続きは、別紙「大分県立高等学校授業料等口座振替登録（変更・廃止）通知書」の例を参照してご記入のうえ、必ず金融機関で口座内容の確認（銀行等の照合印がない場合は口座振替できません）を受けて、4月4日(木)までに事務室窓口へ提出してください。

これにより、5月分から、PTA会費等は毎月15日（土日祝にかかる場合は翌営業日）に口座振替が行われます。

ウ 「大分県使用料及び手数料条例」による納入額及び納期限は、次のとおりです。

名 称	納 入 額	納 期 限
入学料	5,650 円	入学式当日

(2) PTA会費等学校納入金の内訳

名 称	納 入 額	備 考
団 体 費	月額 1,150 円	PTA会費 620 円 生徒会費 530 円
特 別 指 導 費	月額 350 円	進路指導経費
朝・土曜講座	月額 1,200 円	朝講座・土曜講座指導経費
体 育 文 化 振 興 会 費	月額 2,400 円	体育文化活動及び遠征経費 (1~3月分を4~6月で前倒し納入)
空 調 電 気 代	月額 350 円	教室 冷暖房費 年額 4,200円
計	月額 5,450 円	
諸 費	年額 5,400 円	高体連会費 1,000 円 高文連会費 800 円 OA機器等設備維持費 1,400 円 日本スポーツ振興センター災害共済掛金 1,650 円 身分証明書代 350 円 クラス費 200 円
計	年額 5,400 円	

正式にはPTA総会にて決定します。

配布物

◎ 4月分入学料等納入袋

入学式当日に納入するもの。お釣りのないようお願いします。

◎ PTA会費等口座振替関係書類（封筒・角形3号）

領 収 書 (控)

1 学年 ■ 組 ■ 番

生 徒 名 ■■■■■■

保 護 者 殿

入学時学校納付金を領収しました。

PTA会費	620円
生徒会費	530円
特別指導費	350円
体育文化振興会費	2,400円
空調電気代	350円
朝・土曜講座代	1,200円
高体連会費	1,000円
高文連会費	800円
OA機器設備維持費	1,400円
日本スポーツ振興センター 保護者負担金	1,650円
身分証明書代	350円
クラス費	200円
合 計	10,850円

平成 2 4 年 4 月 1 0 日

大分県立■■■■■高等学校
PTA会長■■■■■ 印大分県立■■■■■高等学校
校長■■■■■ 印

(学校控)

資料 3

平成 2 4 年 6 月 5 日

1 学年保護者 各位

大分県立 [] 高等学校

P T A 会長 []

校 長 []

1 学年 6 月分 P T A 会費等納入金の口座振替について (お願い)

初夏の候、保護者の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、6 月分の P T A 会費等納入金額は下記のとおりとなっています。

今月も、生徒の学習に必要となる副教材、模擬試験代金や諸活動にかかわる学校徴収金を 1 0, 0 0 0 円加算していますので納入にご協力ください。

また、裏面には個人別学校徴収金の収支予定票を印刷し、新たに今回徴収予定の項目を含めて収支予定を記載しています。(この学校徴収金については、年度末に精算を予定しています。)

出費多端の折誠に恐縮ではございますが、下記金額を振替日に確実に振替収納できますよう、銀行口座の残高確認を前日 (6 月 1 4 日) までをお願いいたします。

記

1 口座振替日 **6 月 1 5 日 (金)**

2 6 月分納入金額内訳

県立学校授業料	無 償	
P T A 会費	6 2 0 円	
生徒会費	5 3 0 円	
特別指導費	3 5 0 円	
体育文化振興会費 (2ヶ月分)	2, 4 0 0 円	※ 1
空調維持管理費 (電気代)	3 5 0 円	
朝・土曜講座代	1, 2 0 0 円	
1 年学校徴収金	1 0, 0 0 0 円	
合 計	1 5, 4 5 0 円	

※ 1 体育文化振興会費は 1 月分～ 3 月分を 4 月～ 6 月に前倒しで納入いただいています。

お問い合わせ先

[] 高校 事務長 []

TEL : 0 9 7 []

平成 2 5 年 4 月 1 1 日

2 年 3 組 保護者
近 藤 邦 明 殿

大分県立 [] 高等学校
校 長 []

4 月 分 学 校 納 入 金 に つ い て (お 願 い)

陽春の候、保護者には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本校の教育活動の推進には格別のご協力とご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校納入金については昨年度までは、授業料等口座振替システムを利用して登録口座より引き落としをさせていただいたところですが、納入金額を個人ごとに設定できないため**納入金を現金持参**いただきますようお願い致します。

納入につきましては、この票下部の点線部分を切り取り封筒に貼り付けて、クラス担任にお預けください。なお、おつりのないように入れていただくと助かります。

出費多端の折誠に恐縮ではございますが、**4 月 1 5 日 (月)** までに、納入いただきますようお願いいたします。

記

1 納 入 金 額 内 訳

品 目	無 償
特別指導費 (進路指導)	3 5 0 円
空調電気代	3 5 0 円
朝講座・土曜講座代	1, 2 0 0 円
スポーツ振興センター共済掛金	1, 6 5 0 円
合 計	3, 5 5 0 円

お問い合わせ先

[] 高校 事務長 []

TEL : 0 9 7 []

< 納 入 方 法 >

点線から切り取り、封筒に貼り付けて納入ください。

資料 5

近藤 邦明 様

お尋ねの件について、下記のとおり回答いたします。

平成25年7月31日

大分県立[]高等学校

校長 []



記

1. 2012年度PTA入会およびPTA会費納入の受諾意思を確認する書類

入会及びPTA会費納入の意志の有無を明記させる書類は、存在しない。

合格者登校日に、PTA会長が、保護者に対してPTA活動について協力をお願いした上で、入学式当日に、保護者が、「PTA会員名簿原稿」(別紙)に必要な事項を記入の上提出している。

2. 2012年度体育文化振興会の入会および会費納入の受諾意思を確認する書類

存在しない。

3. 2012年度高体連会費支払の協力を要請した文書、および支払意思確認書類

存在しない。

4. 2012年度高文連会費支払の協力を要請した文書、および支払意思確認書類

存在しない。

5. 2012年度、2013年度PTA総会、進路説明会、学年PTA、学級PTAに配布した資料(PTAと印字された資料)の内、学校事務費から支払った経費の明細を示す書類

2012年度、2013年度PTA総会資料の印刷代は、PTA会費にて支出済み。進路説明会、学年PTA及び学級PTAで配布した用紙等は、県費購入分を使用しているが、他の印刷物と区別して明細を出すことは不可能である。

追記

本来であれば、お会いして、上記5項目について説明をしたいと考えておりました。また、この度、近藤様がおっしゃることにつきましては、話し合いにて解決できる問題であると考えております。近藤様にお会いしたい旨お伝えしておりますが、お会いできないのが残念です。

近藤 邦明 様

お問い合わせの件、再度回答いたします。

特別指導費（進路指導費）、空調設備維持会計（空調電気代）、朝講座・土曜講座代の3つの費用につきましては、受益を受ける生徒の保護者に対して拠出をお願いする経費であると考えています。

特別指導費、空調電気代、朝講座・土曜講座代、さらにPTA会費、高体連・高文連会費についても、その必要性を説明することは必要なことと考えており、保護者の皆様にご理解をいただきたいと思います。

朝講座・土曜講座については、講座に協力していただく教職員の方々には、教育公務員特例法17条に定められている兼職・兼業の許可申請をしていただき実施しており、PTAから謝礼金を支出することは問題ないと考えています。

貴殿は「朝講座・土曜講座代を支払わなくても受講できる」とのことですが、受益者負担の観点から拠出をお願いする経費ですから、保護者の皆様にご協力をいただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

平成25年11月20日

大分県立[]高等学校 P T A 会長 []

大分県立[]高等学校 校 長 []

資料 7

近藤 邦明 様

お問い合わせの件、回答いたします。

特別指導費（進路指導費）、空調設備維持会計（空調電気代）、朝講座・土曜講座等につきましては、昨年11月20日に回答を申し上げたとおりです。

また、平成24年度につきましては、PTAのご入会は任意に入会していただいたと理解していますので返還はできかねます。

以上、よろしく願いいたします。

平成26年1月30日

大分県立 [REDACTED] 高等学校 P T A 会長 [REDACTED]

大分県立 [REDACTED] 高等学校 校 長 [REDACTED]

大分県立 [REDACTED] 高等学校 事務長 [REDACTED]